

酒々井町農業委員会 9 月総会会議録

局長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和 2 年 9 月の農業委員会総会を開会いたします。本日予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、相京会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、現地の状況につきましては、提出書類のカラーコピー（写真）を用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名中、8 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6 番宮田早苗委員、7 番飯田隆男委員を指名します。また、書記に事務局の大坂主査を任命します。本日の総会は、議案 1 件ですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、第 1 号議案 農地法第 5 条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局長 第 1 号議案 農地法第 5 条許可申請について、説明させていただきます。資料は、1 ページからです。譲受人は、匝瑳市在住の法人、譲渡人は、佐倉市在住者です。申請地は、墨の農地 2 筆で、地目は畑、面積は合計で 4,948 m²です。申請理由は太陽光発電施設用地で、権利の種類等は、所有権移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第 3 種農地に該当しないため、第 2 種農地と判断しました。位置につきましては、カラーコピーの 2 枚の写真と 3 ページの位置図と 4 ページの公図を参考にいただければと思

います。資力及び信用については、融資証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もなく、また、事業シミュレーション及び投資回収予定表も添付されており、資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、1月上旬着工、着工後1ヶ月の2月下旬に完了の予定です。周辺農地の営農への支障については、外周フェンスの設置、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われます。隣接農地の所有者については、周囲の営農へ影響を与えないように十分な配慮を行う旨の説明をしているとのこと。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 この土地は以前は所有者がスイカを作っておりましたがここ何年も耕作されていません。土地所有者は以前から売却したいと考えており、この度、太陽光発電施設用地として購入したいという業者が現れたため売却に至りました。背の高い草だけでなく木まで生えてきており畑としての再生は困難であり、太陽光発電施設用地への転用もやむを得ないと考えています。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

木我農業委員 工事車両の入口について、酒々井プレミアム・アウトレットへ向かう道路は危険なので奥の道路から入ってほしいと考えています。

局 長 工事車両がどちらから入るかは申請代理人に聞いてみないとわかりませんが、土地利用計画図から見る限り車両は正面から入るようになっています。

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。

なく危ないのでできれば〇〇〇〇側（裏側）の道路を施工業者に使用していただいた方が安全と考えます。

申請代理人 その点については施工業者によく伝えるようにします。

木我農業委員 近所の方から、太陽光発電用地に転用した後も放置すると草が繁茂してしまうのでメンテナンスを徹底してほしいとの要望があがっています。

申請代理人 年2～3回の草刈りを予定しています。

議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

（申請代理人 退室）

議 長 それでは、第1号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定致しますが、30aを超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので意見回答を得た後、県に進達することとします。

議 長 次に、その他について事務局より何かありましたらお願いします。

（農地のあっせんについて）

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 6日の火曜日はいかがでしょう。

議 長 　ただ今、6日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。
特にないようなので、来月の総会は、6日の火曜日で決定させていただきます。
それでは、これで議案、審議が終了しましたので、議長を下ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

局 長 　それでは、これで9月の総会を終了させていただきます。

令和2年9月4日